

委員会提出議案第5号

岩倉市議会委員会条例の一部改正について

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和5年12月21日

岩倉市議会議長 関戸郁文様

提出者 議会運営委員会
委員長 梅村均

岩倉市議会委員会条例の一部を改正する条例

岩倉市議会委員会条例（昭和47年岩倉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務・産業建設常任委員会の項中「消防本部」を「建設部」に、「建設部」を「消防本部」に改め、同表厚生・文教常任委員会

の項中 「健康福祉部の所管に属する事項
教育こども未来部の所管に属する事項」 を

「市民協働部の所管に属する事項
福祉部の所管に属する事項
健康こども未来部の所管に属する事項
教育部の所管に属する事項」 に改め、同表財務常任委員

会の項中「これ」を「これら」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の岩倉市議会委員会条例に規定する常任委員会において継続して審査中又は調査中の事件は、それぞれこの条例による改正後の岩倉市議会委員会条例に規定する当該事件を所管事項とする常任委員会に付託されたものとみなす。